

福祉のまちづくり

～高齢の方や障がいのある方等が施設等を利用しやすくするために～

大田区では、障がいのある方はもちろん、すべての区民の方が安全で快適に暮らせるまちをめざして、不特定かつ多数の方が利用する建築物、駅、空港等についてバリアフリー（利用、通行等に障壁のない状態）の観点から建設主等に対して指導をしています。

具体的には、次の3つの法令等を運用し、まちづくりを推進しています。

- ①大田区福祉のまちづくり整備要綱（平成2年11月施行）
- ②東京都福祉のまちづくり条例（平成8年9月施行）
- ③バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律：平成18年12月施行）

(ア) 要綱・条例においては、不特定かつ多数の方が利用する施設で一定規模のものを建設するときに、建設主等に対し整備内容の届出を義務付けています。

そして、整備の基準等を満たしていると判断される場合は、建設主等の請求により、国際シンボルマーク、整備基準適合

証、アクセスビル認定証を交付しています。

- (イ) バリアフリー法では、多数の方が利用する施設を建設するときに、その計画が高齢者、障がい者等が円滑に利用できるようにするための基準に適合していれば、申請により認定を受けることができます。
- (ウ) 対象建築物（例示）
医療等施設・福祉施設・集会施設・店舗等・宿泊施設・遊興施設・事務所・共同住宅等
- (エ) 整備内容（例示）
出入口等の有効幅の確保、段差の解消、エレベーターの設置、誘導床材等の設置等

■問合先

建築審査課建築指導担当

☎03-5744-1334

FAX 03-5744-1530



各種手当の給付額と所得制限基準額

(令和6年4月1日現在、単位：円)

手帳の種類	年齢・障害の程度	手当月額	障害者又は請求者本人の所得限度額(扶養人数)				配偶者又は扶養義務者の所得限度額(扶養人数)				備考				
			0人	1人	2人	3人以上1人増すごとに	0人	1人	2人	3人以上1人増すごとに					
大田区 心身障害者福祉手当 (区制度)	身体障害者手帳1～2級 愛の手帳1～3度 脳性まひ、進行性筋萎縮症 (進行性筋ジストロフィー)	17,500	3,604,000 以下	3,984,000 以下	4,364,000 以下	380,000 加算	3,604,000 以下	3,984,000 以下	4,364,000 以下	380,000 加算	20歳以上 20歳未満	20歳以上は、障がい者本人の所得 ・20歳未満は、受給者本人及びその障害者の生計を主として維持するものの所得			
		4,500	3,604,000 以下	3,984,000 以下	4,364,000 以下	380,000 加算	3,604,000 以下	3,984,000 以下	4,364,000 以下	380,000 加算					
	12,000	3,604,000 以下	3,984,000 以下	4,364,000 以下	380,000 加算	3,604,000 以下	3,984,000 以下	4,364,000 以下	380,000 加算	0歳～	・20歳以上は障がい者本人の所得 ・20歳未満は扶養義務者の所得				
	4,500	3,604,000 以下	3,984,000 以下	4,364,000 以下	380,000 加算	3,604,000 以下	3,984,000 以下	4,364,000 以下	380,000 加算						
東京都重度心身障害者手当 (都制度)	65歳未満	60,000	3,604,000 以下	3,984,000 以下	4,364,000 以下	380,000 加算	3,604,000 以下	3,984,000 以下	4,364,000 以下	380,000 加算	20歳以上は障がい者本人の所得 ・20歳未満は扶養義務者の所得				
特別障害者手当 (国制度)	20歳以上	28,840													
障害児福祉手当 (国制度)	20歳未満	15,690	3,604,000 以下	3,984,000 以下	4,364,000 以下	380,000 加算	3,604,000 以下	3,984,000 以下	4,364,000 以下	380,000 加算	障がい者本人又は配偶者、扶養義務者いづれかの所得が限度額を超えた場合は支給停止				
経過措置の福祉手当 (国制度)	20歳以上、新規認定なし	15,690													
特別児童扶養手当 (国制度)	児童に障がいがあるとき	1級	4,996,000 未満	4,976,000 未満	5,356,000 未満	380,000 加算	4,996,000 未満	4,976,000 未満	5,356,000 未満	380,000 加算	6,287,000 未満	6,749,000 未満	213,000 加算	P51を参照	
		2級	36,860	4,996,000 未満	4,976,000 未満	5,356,000 未満	380,000 加算	4,996,000 未満	4,976,000 未満	5,356,000 未満	380,000 加算	6,287,000 未満	6,749,000 未満		213,000 加算
障害手当(児童育成手当) (区制度)	父又は母に障がい等があるとき	身体障害者手帳1～2級程度 愛の手帳1～3度程度	3,604,000 未満	3,984,000 未満	4,364,000 未満	380,000 加算	3,604,000 未満	3,984,000 未満	4,364,000 未満	380,000 加算	2,360,000 未満	2,740,000 未満	3,120,000 未満	380,000 加算	P52を参照
		全部支給	490,000 未満	870,000 未満	1,250,000 未満	380,000 加算	490,000 未満	870,000 未満	1,250,000 未満	380,000 加算	2,360,000 未満	2,740,000 未満	3,120,000 未満	380,000 加算	
児童扶養手当 (国制度)	父又は母に障がい等があるとき	対象児童1人	45,500											P52を参照	
		対象児童2人	10,750加算												
		対象児童3人以上1人増すごとに	6,450加算												
育成手当(児童育成手当) (区制度)	父又は母に障がい等があるとき	所得に応じて 10,740～ 45,490	1,920,000 未満	2,300,000 未満	2,680,000 未満	380,000 加算	1,920,000 未満	2,300,000 未満	2,680,000 未満	380,000 加算	2,360,000 未満	2,740,000 未満	3,120,000 未満	380,000 加算	P53を参照
		所得に応じて 5,380～10,740 加算													
		所得に応じて 3,230～6,440 加算	3,604,000 未満	3,984,000 未満	4,364,000 未満	380,000 加算	3,604,000 未満	3,984,000 未満	4,364,000 未満	380,000 加算	3,604,000 未満	3,984,000 未満	4,364,000 未満	380,000 加算	

